

研究紀要「北の丸」第 44 号の概要

1. 刊行年月 平成 24 年 1 月
2. 刊行部数 700 冊
3. 内容

(1) 書物方年代記③ 安永 6 年～寛政 6 年

『書物方日記』は、江戸時代、将軍家の蔵書や幕府の貴重な書類を収蔵する「紅葉山文庫」を管理していた「御書物方」の業務日誌で、宝永 3 年（1706）から安政 4 年（1857）までの分、225 冊が国立公文書館に保存されている。

このうち延享 2 年（1745）までの分は、すでに「大日本近世史料」の一点として東京大学出版会から刊行されているが（1964～88 年）、延享 3 年（1746）以降の分については未刊で、その内容はごく一部の研究者の間でしか知られていない。

本稿は「書物方年代記」③と題して、安永 6 年（1777）正月から寛政 6 年（1794）12 月までについて、『書物方日記』から書籍等の出納記事や人事ほかの特記事項を抄録したものである。

(2) 当館所蔵漢籍の「宋版」及び「元版」の解題②

本稿は、国立公文書館（内閣文庫）が所蔵する漢籍のうち、中国の南宋時代（1127～1279）に刊行された「宋版」と元時代に刊行された「元版」（1279～1367）について、各書籍の概略・来歴・刊行年代等を一般の利用者にも分かり易く解説することを目的としたものである。

本稿では、特に各書籍の来歴に注目し、各書籍が誰の手からどのような経緯で当館に所蔵されるに至ったかを、各書籍に捺されている蔵書印を基にして考察している。また刊行年代について、研究論文・研究書等を調査し、それぞれの専門家の説を一覧できるよう一つにまとめている。

(3) 農林水産省の文書管理と移管文書の特徴

本稿は、農林水産省から国立公文書館に移管された文書に考察を加えたもので、農林水産省の過去の文書管理規則等を手がかりに、移管された文書が農林水産省内でどのような意味と位置付けのものであったかを明らかにしている。

本稿は、当館で実施されている「公文書館専門職員養成課程」の修了論文をもとに、加筆・修正を加えたものである。

(4) 意思決定過程を示す文書の作成と移管

一国土交通省移管文書水資源開発基本計画を事例として一

平成 23 年 4 月 1 日に「公文書等の管理に関する法律」が施行され、その第 4 条

において「経緯も含めた意思決定に至る過程」に関する文書の作成が行政機関に義務づけられた。本稿は、移管された「水資源開発基本計画」関係文書に考察を加えることで、今後第4条の精神を活かし、法の趣旨を全うする形で「経緯」に関する文書を作成・管理し、国立公文書館へ移管するためには、どのような課題があるのか、その課題と展望を示めしたものである。

本稿は、当館で実施されている「公文書館専門職員養成課程」の修了論文をもとに、加筆・修正を加えたものである。

(5) 国立大学からの民事判決原本の移管完了について

—民事判決原本利用のための手引—

平成23年、国立大学からの民事判決原本の移管が完了し目録が公開されたが、本稿は、その十年余の業務についてまとめたものである。全国10の国立大学が所蔵する民事判決原本を国立公文書館に移管する計画は、平成12年から12年計画で開始し、本年度ようやく完了した。

(6) ニュージーランド公文書館の近年の取組

—記録管理に係る標準策定及び電子情報・記録の管理を中心として—

本稿は、ニュージーランドにおいて、2005年の公記録法制定以降、公文書館(Archives New Zealand)が進めてきた取組のうち、標準策定の動きと電子情報・記録の管理に関する取組について、その概要を紹介したものである。